

第6回中間貯蔵施設に関する専門家会議 議事録

日 時：平成26年5月25日（日） 10：30～12：00

場 所：杉妻会館（3階）百合の間 （福島市杉妻町3-45）

出席者：委 員：小野雄策委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、佐藤洋一委員、
田中知委員、吉岡敏明委員、吉田樹委員、渡辺敏夫委員

環境省：三好信俊大臣官房審議官、藤塚哲朗福島環境再生事務所中間貯蔵施設等整備事務所長、
岡野祥平放射性物質汚染対処技術統括官付参事官室技術調整専門官

福島県：長谷川哲也生活環境部長（座長）、事務局：産業廃棄物課

事務局	<p>——開 会——</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから「第6回中間貯蔵施設に関する専門家会議」を開催いたします。</p> <p>はじめに、福島県生活環境部、長谷川部長より御挨拶を申し上げます。</p>
長谷川部長	<p>——あいさつ——</p> <p>皆さん、おはようございます。委員の皆様には、ご多忙のところ、また、前回の会議から間もない中でまたお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、環境省の皆様にご出席いただき、そして、双葉郡の町村の皆様にもご出席をいただいております。ありがとうございます。</p> <p>前回会議では、中間貯蔵施設の計画案の見直しの経緯についてご説明をし、国から専門家会議の意見に対する国の対応状況、そして、中間貯蔵施設に係る指針及び県外での最終処分までの主な流れについて説明を受け、ご意見をいただいたところであります。中間貯蔵施設につきましては、先日発表されましたが、今月31日から来月15日にかけて、大熊町そして双葉町の町民の方に説明会が開催される動きになりました。</p> <p>中間貯蔵施設の安全性については何よりも重要であり、このため、県といたしましては、国から提出された中間貯蔵施設計画案について、委員の皆様方からご意見を伺いながら、施設の安全性についてしっかりと確認をしてみたいと考えております。</p>
事務局 座 長	<p>本日は、これまで各委員からいただいたご意見と国の対応を確認するとともに、この専門家会議としてのこれまでの検討状況について取りまとめをしたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をお願い申し上げまして冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくごお願い申し上げます。</p> <p>これからの議事の進行は、長谷川部長にお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議事に入らせていただきます。</p> <p>まず、議事の1つ目になります。第5回、前回の専門家会議の意見に対する環</p>

環境省

境省の対応について、環境省から説明をお願いします。

それでは、説明に先立ちまして、私から一言御挨拶申し上げたいと思います。環境省で中間貯蔵施設を担当しております三好信俊でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

今、座長である部長からお話ございましたとおり、私ども、住民説明会を間近に控えておりまして、中間貯蔵施設について安全・安心を確保すべきということがそもそもの基盤にあるという認識でございます。その上で、県の専門家会議でも、これまで会議で数々のご指摘をいただいたところでございます。

それを、本日の議事の中で、私どもとして最終的に中間貯蔵施設の計画案にどのように反映させるか、あるいは、前回お示ししました指針の材料の中に反映させていくもの、さらには、今後さまざまな実務等に反映させていくべきもの、様々あるかと思っておりますけれども、ご指摘をしっかり受け止めまして、今後、作業を進めてまいりたいと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

環境省

では、資料1に基づきまして、前回の専門家会議でいただきましたご意見に対する環境省の対応をご説明させていただきます。

資料1でございますが、資料3で今までのすべてのご意見に対する回答をまとめたもの、それを前回の意見について抜き出したものでございます。こちら、まず1から5までご説明させていただきます。

まず一つ目は、「定期的な水質検査等の実施ばかりでなく、常時モニタリングを実施すべき」ということで、こちらにつきましては、今回、資料の4としてご提示させていただいております除去土壌等の中間貯蔵施設の案について、こちらの中で記載しております。具体的な箇所といたしましては、こちらの資料4の附属資料Ⅲをおめくりいただきたいのですが、いちばん最後の資料になっております。「中間貯蔵施設に係る指針について」ということで、右肩に附属資料Ⅲと囲みがついておりまして、前回ご指摘をいただいたことに対する回答を緑のマーカーでお示ししております。

今回の一つ目の部分に対応する点としては、いちばん上の緑マーカーがついておりますが、「空間線量や水質等について、常時監視を含む適切なモニタリング等の管理を行う」という書き方しております。こちらに対応する具体策として、この附属資料Ⅲの5ページをご覧いただきたいのですが、こちらの一つ目の緑マーカーの部分で、「施設周辺における空間線量等の測定」の右のところになりますが、「モニタリングポストを設け、空間線量率の連続測定を行い、かつ記録すること」、あと、「大気中放射能濃度を連続監視し、かつ記録すること」ということでつけております。

おめくりいただきまして9ページですが、2カ所、緑マーカーがついておりますが、関連する部分としては、「排水溝において放流水中の放射性物質の濃度を監視し、その結果を確認したあとに放流することにより、周辺の公共の水域の水中の濃度が濃度限度を超えないようにすること」としております。

もう一つの緑マーカー、9ページのいちばん下の行になりますが、「地下水及

び浸透水中の放射能濃度等の測定」というところで、「貯蔵物の特性を踏まえ、土壌貯蔵施設の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、または地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと」としておりました。また、(4)で「放射能濃度を連続測定し、かつ記録する」ということに記載させていただきました。通常の(1)(2)(3)に加えて(4)を、今回加えさせていただきます。

ここが1に対応する部分で、また資料1にお戻りいただきたいのですが、次に資料1の2になります。「貯蔵物に金属類や有機物が含有していると自然発火のおそれもあるため、火災発生の注意を明確にすべき」ということでございます。

環境省の対応として、ここに除去土壌等の中間貯蔵施設の案についての附属資料Ⅲのp6、p10、p11に記載していただきまして、これもお手数ですがおめくりいただきたいのですが、先ほどの附属資料のp6です。ここは受入・分別施設に対応する部分になりますが、緑マーカーをつけましたように、「自然発火等による火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと」、同様にp10には、これは土壌貯蔵施設関係の部分ですが、同じ記載で、自然発火等に対する必要な措置ということを書かせていただいております。

もう一点、p11ですが、同様に廃棄物貯蔵施設についても、当然のことながら、こういった留意を行うことを書いております。

また、資料1にお戻りいただきたいのですが、「第三者による監視等を実施し、安全性を担保すべき」ということで、これは前回の会議の中でもご説明いたしましたが、この「中間貯蔵施設の案について」という資料4の中の、ページが52の中ほどにございますが、「③専門家・住民等からの助言等の受入機会のあり方」ということで、「例えば、以下のような会議体を設けて、専門家からの助言をいただくことを検討する」としておりました。その一つ目に専門家委員会、学識経験者により構成された検討委員会を設置し、環境のモニタリングデータ、減容化技術等について、専門的助言等をいただく」ということを記載しております。こういった方針を固めさせていただきましたので、今後さらにこれを具体化することをやっていきたいと思っております。

次に、資料1にお戻りいただきまして、4になりますが、「運搬の管理が重要であるため、誰が統一的な管理をするかを明確にすべき」ということで、こちら、先ほど、案で対応すべきこと、指針で対応すべきこと、いろいろなレベルがあるということをお話しいたしましたが、今後明確化してまいりたいということで整理しております。

5になりますが、「『最終処分の完了』の定義を明確にすべき」ということをいただいております。その最終処分の定義といいますのは、どういった方法を行うかということに非常に密接にかかわっておりますので、今後の具体的な最終処分の方法については、放射能の物理的減衰、今後の技術開発の動向などを踏まえつつ、国内はもとより国外の情報についても幅広く収集しながら検討を進めていきたいと思っております。その際は、ぜひアドバイスをいただければと思っております。

	<p>おります。</p> <p>資料1については以上でございます。</p>
座長	<p>ただいま環境省から対応状況の説明がございました。委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いします。</p>
川越委員	<p>モニタリングの話、資料1の1番です。いわゆる空・水というところでモニタリングをやるというようなことを言われていましたけれども、当然、地も入っていますよね。例えば地盤とか地形とか。そういう認識でよろしいですか。</p>
環境省	<p>ちょっと先取りになるのですが、資料3の中で、資料3の1の現地調査（現地踏査・ボーリング調査等）について」のところで、川越先生からご指摘いただきましたことが中段から後半以降に段をとって記載されておりまして、地下水の季節変動でありますとか、水みちの調査でありますとか、地盤の沈下の状況とか再隆起の状況でありますとか、海水満ち引きによる影響、また、地下水の利用実態でありますとか、過去の地下水データ、ため池の状況ですとか、そういったことについても、今後、地下水関係の調査については、地下水観測井による地下水等の観測を実施中でありまして、今後の詳細設計等に向けたより詳細な調査についても、ご指摘を踏まえて対応したいと思っております。</p>
川越委員	<p>地と言ったのは、地下水関係ではなくて、いわゆる地盤とかそういう地形的な話です。いわゆる地中の変動とか。</p>
環境省	<p>お答えします。どの時点、時点でそういうモニタリングをするかということが非常に重要だと思っております。例えば、当然、施工する管理の中で地盤を管理していかないと施工もできませんし、最終的な出来高、あるいは、その出来高につながる管理もできませんので、場面、場面で、当然、測量もおそらく工事の中ではやる可能性もありますので、そういう場面、場面で、いろいろ考えていきたいと思っております。今のところ、ここで言いますのはあくまで環境的なモニタリングということでありまして、先生ご指摘の、いわゆる地盤の高さはどうなるのかというような、簡単に測れますのはGPS等で車を走らせていけば簡単に測れますので、いろんな場面でそれは対応していきたいと思っております。ただ、今の段階では環境モニタリングで、実際工事に入って、その工事の前後では、当然そういうような作業が必要だと思っております。</p>
川越委員	<p>今、環境の話をしているのでということで、ちゃんと分離して測りますよというようなことですね。わかりました。</p>
座長	<p>他にいかがでしょうか。前回いただいた部分でございますけれども、よろしいでしょうか。それでは、前回の意見に対する対応については以上ということで確認させていただき、整理させていただきます。</p> <p>議題の2でございますが、中間貯蔵施設に関する専門家会議の検討状況のまとめについて、これまでいろいろいただいた意見等も含めまして、事務局で整理した部分について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議題の2につきまして、資料の2と3を使いまして説明をさせていただきます。</p> <p>専門家会議につきましては、昨年4月に委員をお願いいたしまして、本日まで、</p>

6回開催し、さらに、現地も見させていただいて、国が行いました現地調査及び中間貯蔵施設の計画案の安全性等についてご意見等をいただいていたところでございます。

今回、これまでの専門家会議における検討状況の取りまとめにあたりまして、資料2の「中間貯蔵施設に関する専門家会議における確認ポイント」をご説明させていただきます。

この確認ポイントにつきましては、専門家会議がどのような点についてご意見をいただいていたかということをお明らかにするものです。国が実施した中間貯蔵施設の現地調査、あるいは、その調査結果等をもとに国が作成いたしました中間貯蔵施設の計画案により、国から示された調査の実施方法でありますとか、中間貯蔵施設の計画案の考え方の主要なものでございまして、それらの考え方につきまして、この専門家会議でご意見をいただいたポイントをまとめたものでございます。

その内容でございますけれども、項目といたしましては、現地調査から始まりまして、中間貯蔵施設の構造及び配置等、これは国から示されております「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」という冊子に準じた項目を立てております。

現地調査につきまして、国から示された様々な考え方の確認ポイントがございますけれども、大変多ございますので、概要的なものをご覧いただきたいと思っております。

1番の現地調査（ボーリング調査）につきましては、丸の二つ目でございますが、土壌貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設を設置する予定の低地、台地、丘陵部の下部には堅固な大年寺層が分布するという考え方がございます。これらを中心に調査の結果等をご覧いただいたところでございます。

2番目の中間貯蔵施設の構造及び配置等について、(1)の中間貯蔵施設の範囲及び配置の基本的な考え方、この中で様々な確認、チェックポイントがございますが、安全性に最大限配慮、十分に余裕を持った施設として、それから、放射能濃度が比較的高いものを取り扱う施設は、地震時等に安定である強固な地盤を有する丘陵部、台地等に配置し、中間貯蔵施設は、次の2ページですが、沈下量が少ない場所に配置するなどの考え方がございます。

それから、(2)ですが、各施設の構造に関する基本的な考え方。土壌等を扱う施設、これにつきまして、大量の除去土壌等を扱う必要があることも踏まえ、放射性物質汚染対処特措法及び電離放射線障害防止規則に基づく基準等を参考としつつ、その特性に適した構造等としている。それから、土壌中の放射性セシウムの溶出特性等を踏まえ、公共用水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない土壌と、その他の土壌について、構造を分類して貯蔵することを基本としている。これは土壌貯蔵施設Ⅰ型、Ⅱ型という考え方が示されております。

それから、②ですが、事故由来放射性物質の放射能濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物の貯蔵施設については、一般公衆及び作業員の被ばくを防止する遮へい効果を有する建屋に、放射性物質等の飛散・流出等を防止でき、所要の遮へい効

果と耐久性を有する貯蔵容器に入れた上で貯蔵することを基本としているという考え方でございます。

次のページ、3ページの(3)ですが、地震動・津波等に対する考え方ということで、調査区域において起こり得る地震動・津波に対して、中間貯蔵施設の基本的な構造及び機能を維持し、もって放射性物質に関する安全性を確保するため、具体的な地震動・津波を想定した検討を行い、各施設の配置及び設計に反映させることとしている。

3番でございますが、放射線対策の安全評価。平常時または事故時における敷地境界等に居住すると仮定した公衆が受ける追加被ばく線量を算出し、近隣の複数の施設や同時に発生する蓋然性が高いと考えられる事故事象同士の重ね合わせも考慮した上で足し合わせを行い、追加被ばく線量が最大となる場合について、追加被ばく線量の設定基準と比較して評価する。

それから、4番、中間貯蔵施設の運営・管理。各施設の維持管理に関する考え方ですが、平常時及び緊急時における中間貯蔵施設の安全な操業を確保することとしている。

それから、最後のページ、4ページの(2)モニタリング。環境放射線モニタリング、排気・排水モニタリング、環境保全のための有害物質等のモニタリングなどを考えている。

それから、5番、運搬の基本的な考え方。中間貯蔵施設への除去土壌等の運搬については、過去に例を見ない大量の土壌等の運搬であり、かつ、当該土壌等には放射性物質が含まれていることから、除去土壌等の運搬の基本方針に基づき、総合的に検討していくこととしている。

それから、最終処分についての考え方。これは「福島復興再生基本方針」等の考え方を明確化すべく法制化を図ることとしている。

それから環境保全対策の基本方針。中間貯蔵施設の設置に起因する環境への影響を検討する配慮事項のうち、主に主要な工事、施設に起因して、環境への影響が広範囲もしくは長期的に及ぶと考えられる項目を「優先的に環境への影響を検討する項目」として選定し、これを予測・評価した後に、「環境保全対策の基本方針」を立案している。

主なところだけ説明させていただきましたけれども、このような内容の文章として考えてございまして、これらを中心に委員の皆様から中間貯蔵施設の安全性に関するご意見等をいただいております。ご検討していただいたということも載せたものでございます。

次に、資料3の「中間貯蔵施設に関する専門家会議の意見と環境省の対応」をご覧くださいと思います。

この資料につきましては、これまで専門家会議において委員から頂いたご意見について、その都度、必要に応じて国に対し検討するよう要請あるいは申し入れを行ってきておまして、そのご意見と国の対応状況等をまとめたものでございます。

内容につきましては、第1回から前回までの専門家会議におけるご意見を項目

ごとに整理してございまして、この項目につきましても、先ほど申し上げましたとおり、「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」と、国が示しておりますその項目に応じて並べてございまして。

この資料の内容につきましては、資料の最初のところですが、左肩が、今申し上げた項目で、その右側に専門家会議からの意見、対応の考え方、備考でございます。対応の考え方につきましては、委員の皆様からのご意見、専門家会議からの意見に対しまして、国の対応について、ア～エまでの四つの凡例として記載してございまして。委員の皆様の見解に対する対応の考え方についての案につきましては、国の検討会の資料、それから、平成 25 年 12 月の「除去土壌等の中間貯蔵施設^⑥の案について」の中で整理をしたものでございまして。イについては、今回整理する平成 26 年 5 月と入っておりますが、その「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」の中で整理するもの。ウにつきましては、今後、専門家会議からも出た意見等に基づきまして作成する指針、それから詳細設計の中の仕様書等で整理するという国の対応が示されたもの。エとして、その他という形で整理されているものでございまして。

この中身につきましては、本日の専門家会議で、先ほど、前回の専門家会議への対応について国から説明がありましたけれども、今までの専門家会議の中で、前回の専門家会議への国の対応ということで、それぞれご説明がございましたので、詳しい説明は省略をさせていただきたいと思っておりますが、若干、見方ということでご覧いただきたいと思っております。まず、項目の 1 番で現地調査（現地踏査・ボーリング調査等）について、その②番でございまして、廃棄物に含まれる有害物質による施設への影響を検討すべきというご意見に対して、国の考え方としてはウということで、今後、指針や詳細設計の仕様書の中で整理するという考え方が示されている。同じく③番では、地下水は季節変動があるので、長期的なスパンで調査すべきというご意見については、ウで、それも今後、指針や詳細設計の仕様書の中で整理するという考え方が示されています。

それから、3 ページの③でございまして、微生物や有機物などの作用による放射性物質が付着したコロイド粒子から水溶性セシウムの発生の可能性を確認すべきというご意見に関しては、アとウという形で書いてございまして、今までの考え方に反映したものの、さらに、今後指針の中で整理するもの、2 つの要素があるという考え方が示されてございまして。

8 ページの上に⑬番と⑭番がございまして、⑬番では、30 年以内に県外で最終処分を完了するのであれば、特に遮水工を施さない土壌貯蔵施設（I 型）の搬出方法を検討すべき、などというご意見に対して、イということで、今回整理する「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」は 26 年 5 月のものですが、その案の中で整理しますという国の対応を考えている。その次の⑭番の廃棄物貯蔵施設は耐震性の観点から、地下埋設型とすることを検討すべき、などというご意見については、エのその他ということで、これは、いわゆる地下型も考えます。地上の部分もありますが、地下型も考えるということで、エのその他の部分に入っております。

	<p>以上、こういう形で、それぞれの委員の皆様から頂いたご意見につきまして、国の対応の考え方の案、備考でその詳しい内容というのが示されております。以上が専門家会議の意見と環境省の対応ということでまとめてございます。</p> <p>詳しいご説明は、時間の関係等もございましてできませんが、ご説明しましたように、専門家会議からのご意見につきまして、国では、国の検討会資料または平成 25 年 12 月の中間貯蔵施設の案の中で既に反映させている、あるいは今回整理する 26 年 5 月の中間貯蔵施設の案の中で反映する、また、今後、指針などで整理するという内容が整理されているということでまとめさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
座 長	<p>ただいま、事務局から、これまでの委員の皆様から出されました意見、それに対する対応ということで整理をしたものでございます。</p> <p>これについて、この対応が不足しているとか、また、この部分はどうかということがありましたら、お願いします。</p>
小野委員	<p>資料 2 の 1 の現地調査の最初の、「放射性セシウム濃度 8 千 Bq/kg 以下の土壌については」うんぬんとあって、その丸の最後のほうに「放射性セシウムの難溶出性を確認」とあるのですけれども、難溶出性というのは表現として、表現の問題なのですけれども、8 千 Bq/kg 以下の土壌についてはセシウムが溶出しないことを確認しているのであって、難溶出性の確認の試験にあたるのでしょうかというのがあります、これは、案のほうの資料 4 の 10 ページ目の表 2 を見ても、これは 10 万 Bq/kg ぐらいの濃度のもも溶出試験をやっていますけれども、この辺で「難溶出性」という表現がいいのか悪いのかというのは議論になりますので、この案どおりに、例えば「溶出しないことを確認した」というほうがいいのではないかと思います。</p>
座 長 事 務 局	<p>事務局、どうですか。</p> <p>今、小野委員からいただいたお話、確認をとることにつきましては、国の考え方からとっているものでございますので、その辺、表現等は直したいと思います。</p>
座 長	<p>そこは表現を、今お話があったとおり「溶出しないことを確認」ということで整理します。</p>
小野委員	<p>試験自体が「難溶出性を確認する」のかどうかというのは。</p>
座 長	<p>ここについて、国のほうの、ポイントについて確認ということで、それに合わせるような形にします。</p>
川越委員	<p>資料 3 の 9 ページを確認いただきたいのですけれども、上の「集中豪雨、短時間強雨への対応策を検討すべき」という中で、これは実は非常に長期スパンのあれしか書いていないのですけれども、実際、施設の中の話なので、ちゃんと水がはき切れるかどうかということで、時間雨量、降雨強度の情報があったほうが非常にいいのかなと思ったのですけれども、これはどうなのですか。</p>
環 境 省	<p>すみません。もともといろいろ今までご議論いただいた資料の中でも、すぐに見つからないのですけれども、福島県の過去のデータをとりまして、それで最大どれくらいということもデータとしては出させていただいております。</p>

川越委員	では、表現するとしたら、これは施設の話なので、ちゃんとはけ切れるかどうかということも考慮したほうがいいと思うので、時間雨量とか降雨強度、こういうものを表に出したほうがいいと思うんですね。すべての雨量を考えていただけるといいのです。
環 境 省	この資料の3の中には、一応、累積の降雨として500mm程度まで許容できるということを書いているのですが、ある程度まとまった雨が降って、降り始めから終わりまでが500mmまでは許容できるということで、あと、水の排出能力、どんどん処理して排出していくという点では、貯めてあるものをどんどん処理して徐々に排出していくという考え方なのですが、委員のご指摘は、もっと短いスパンですか。
川越委員	短いスパンの大雨が場内に降ったときにどうなるかということ議論しないといけないと思うので、いわゆる1時間降雨なりをちゃんと表にしたほうがいいのかなと思います。
環 境 省	集中豪雨対策としてですか。
川越委員	そうですね。
環 境 省	一応書いておりますが、そのようなことも考えていきたいと思います。
座 長	川越委員、今のところは短時間で集中豪雨のような場合、これがデータも含めてということですか。
川越委員	そうですね。それも表に出したほうが。
環 境 省	資料では一応、月最大で634mm、累積降雨500mmですから、この場合、設計思想としましては、降り始めから500mm、一貫して降るのはたぶん降り始めですから、数時間で降るというイメージで500mmと書いておりますので、資料の4の40ページの中の右のところなのですけれども、先ほど500mmまで許容というお話をしました。それで、実際、気象庁によると100mmから数百mmの雨量をもたらすのを集中豪雨と呼んでおりまして、過去最大、長崎県で時間あたり187mmというデータがあります。500mmまで対応できるということは、187mm、過去最高に対応できるという思想で考えております。
川越委員	では、500mmの水が流れも、暗渠とか水路で補えるような施設になっているということでよろしいのでしょうか。
環 境 省	そうです。500mmまで許容できるような堰堤を構築というふうに書いておりますので。
川越委員	堰堤というので、ためるところが500mmというだけで、いわゆる場内を流れる水の量が500mmという意味とフィットしているのかなということで、私、ちょっと聞いたのですけれども。
環 境 省	そこは当然、いわゆる水路の断面をどうするかというお話ですね。
川越委員	そうです。
環 境 省	水路の断面をどうするかというのは、当然、場所によって違いますし、当然、上のほうは少なくても下のほうは広いということで、流域面積キャッチメントの話になります。そこは当然計画して、そこを考慮して設計するということになります。最終的には500mmまで蓄えますということですよ。

川越委員 田中委員	<p>わかりました。</p> <p>一点だけ、重要な点かと思しますので、資料2の確認ポイントの中から、変えたほうがいいのかと思う点がございます。</p> <p>土壌については浸出というか溶出が少ないということで、ここに説明があると思うのですが、焼却飛灰について、セメントで固めるにしても、水に接触すると水のほうに溶け出すことがございますので、廃棄物貯蔵施設については、遮へいとかそういうのは書いているのですが、大事なことは、水が廃棄物に接触しないようにしているということが非常に重要だと思うのです。それについて、33～34ページとか、外側にコンクリートをして、中でドラム缶等に入れて、かつ溶出しないように管理をしている、そういう構造にしているということがいちばん重要な点だと思いますので、その点についても、私とすれば、確認したことをどこかに記載していただけたらと思います。</p>
座長	<p>以上です。</p> <p>それについては、この確認のポイントの2番の(2)の②ですね。この部分に、今の部分については加筆する、これは大事なポイントですので、追加をさせていただきます。</p>
吉田委員	<p>そのほか、いかがでしょうか。</p> <p>資料2の4ページ、最後のページと、それから資料3の13ページになりますが、この2つを合わせながら言及しますが、まず、資料2の4ページのところで、「運搬の基本的な考え方」というところの小さな黒ぼちのところに、「環境省が設置した輸送の検討会で具体的な運搬について検討することとしている」と書いてありますが、「具体的な運搬」という言葉がいったいどんな範囲を指し示しているのかというところがいまいわからない。おそらく二つの意味があるのか、二つの論点があるのですが、一つは運搬計画という話だと思います。そのところで、資料3の13ページに、「搬入計画の組織及び時期の見通しを提示すべき」という発言内容に関して、ここで「輸送基本計画」とい言葉と「輸送実施計画」という言葉が初めてここで提示されてくるわけですが、今までの専門家会議という中では、いわば輸送というところ、交通という部分に関しては、それぞれの設計指針というよりも、どちらかといえば論点整理というところをしっかりとやってきたと。おそらくそれが基本計画というところに引き継がれ、さらにそれを具体的なものにするのが実施計画というところだと思うのですが、この輸送の検討会というところで、環境省で設置しているこの会議のところでは、この基本計画、実施計画、たぶん双方を定めるという認識でよろしいのかどうかというところが一点目です。</p> <p>そのときに、「福島県をはじめとする関係機関と調整を行う場」と書いてありますけれども、そうすると、この資料2のところの指針のところだけを見ますと、要するに、地元との調整というところの文言が一切入っていないので、これはどういうことかなというところに疑問があります。これが二点目です。</p> <p>もう一つが、前回、私が発言させていただいた内容のところ、いわゆる運搬の管理というところに関してです。「具体的な運搬について検討」と書いてあり</p>

環境省

ますけれども、おそらく、中間貯蔵絡みのところでいろんなトラブルないしリスクというところを考えたら、運搬というところが最もトラブルあるいはリスクが発生する確率、頻度が高いだろうと。そうでないと困るわけなのですが、そのときに、今後明確化していきたいということは、たぶん、基本計画、実施計画の中で定められるだろうと思っておりますけれども、例えばリスクあるいはトラブルが発生した際というのも、この輸送に関する検討会というところで検討していくというニュアンスなのか。つまり、「具体的な運搬」というところは何を指し示していて、今後について地元とどういう形で調整を図っていくのかというところをもう少し明確にすべきではないかというふうに考えていますが、いかがでしょう。

ご指摘ありがとうございます。こういう書き方になっておりますのは、中間貯蔵施設の案は、これまでご説明してまいりましたとおり、私どもで設置をいたしました安全の検討会と環境の検討会の検討結果をもとに、運搬につきましては基本的考え方を整理していただきまして、それを基本として書かせていただいております。

その上で、時系列的には、こちらの専門家会議と重なる形で輸送に関する検討会を設置いたしまして検討してきておりまして、したがって、私ども、実はこういう形で考えて、輸送の検討会は今まさに検討の最中でございますので、むしろ、私どもの基本的考え方としては、これまで輸送に関係することでご指摘をいただいたことについては、専門家会議での検討の中で検討していくテーマとさせていただきたいというような考えで、現在進めてきているというのが現状でございます。

その上で、今のご指摘についてですが、まず、基本計画と呼んでおりますものにつきましては、本年夏ごろまでに取りまとめたいということで、私どもで設置しております輸送に関する検討会で取りまとめさせていただきたいと考えております。

実施計画につきましては、その基本計画をもとに、私どもで、ここにも書いてございます関係機関と調整をさせていただいて、それは実際に輸送が始まるまでに固めていきたいと考えております。

ただ、この実施計画につきましては、施設そのものを受け入れていただいて、そこに運び込めるということが前提でございますので、その状況を踏まえて検討していくべき性質のものと考えております。

その中で、二点目でございます管理主体の問題につきましては、これは私ども非常に重要な問題と考えております。基本計画の中で基本的考え方を整理いたしますが、具体的な場の管理主体につきましては、さらに実施計画に渡る場面で検討しながら考え方を整理していきたいというのが今の時点での考え方でございます。

吉田委員

おそらく、輸送の問題に関してはほかの論点と違って、時系列でたぶん問題の性質を考えないといけないことが変わってくるというところは私も認識しているところでありまして、ただ、一方で、逆にいうとそれだけ時系列によつ

環 境 省	<p>て課題が、特に地元との調整というところがかなり出てくる、しかもステークホルダーがかなり多い。もちろん地元の住民の人たちも含めての話になってきますけれども、そうすると、やはり地元との調整というところが今後重要になってきますので、そこをお含みおきいただいて具体的な運搬について検討しようというような形のニュアンスで考えていただければいいのかなと思います。</p> <p>ご指摘ありがとうございます。私どももそう考えておりますし、まさしく、具体化していけば、地域の方々、住民の方々にとっても、非常に大きな関心の事項だと考えておりますので、慎重に検討をしながら進めさせていただきたいと考えております。</p>
座 長	<p>今後の考え方、今、回答がありましたけれども、こういった記載でよろしいでしょうか。</p>
吉田委員	<p>そういう形のところでしっかりと議事録に残ってくると思っていますので、よろしいかと思えます。</p>
座 長 吉岡委員	<p>そのほか、何かありますか。</p> <p>特に抜けているというわけではありませんけれども、まず、ちょっと先走る話かもしれませんが、資料4で出てきております80ページまでのところ、確認のポイントに出てきているもののおおもとになっているものなのかと認識しております。</p>
	<p>ですから、そういう意味では、資料2で出てきている確認のポイントとは、国から出されている案についてというものを、この専門家会議のところでどういう視点に立って検討したのかというものをまとめていただいている資料だろうと理解できるのかなと思っております。</p>
	<p>さらに資料3というのは、資料2のそれぞれのポイントを具体的にどういう形でこちらから意見を申し上げて、それに対して国がどういう対応をされてきたのかということ個別に記載しているものであろうということで、まず、よろしいのかなと思っております。</p>
	<p>特に資料3についてですけれども、ア・イ・ウ・エというところで、どういう対応の仕方があるのかを段階的に記載されているというところで、少なくとも、今回指針に反映できるルールについては、主にア・イに相当する部分であろうと。ウというのは、今後、これがどういう進捗を経るかによって、その段階に応じて個別に細かく議論していく項目になるのかなと。それにあてはまらないものがエであるということなので、エというのは、特にそれについては検討しないのではなくて、状況、状況を踏まえて、ウと同様に段階に応じて検討するけれども、今の段階ではウのような形で具体的に次に検討する項目としてはまだ位置づけがなされる状況ではないというのがエだと認識しておりますが、まず、そういう理解でよろしいのかどうかというのが一点でございます。</p>
	<p>もう一点、先ほど小野委員から、難溶出性ですか、というような位置づけの言葉の定義というところについて、ここは非常に注意が必要ですよというようなご意見が出てまいりましたが、それは私の理解で言いますと、物質として難溶性とか易溶性というのは、物質として難溶性か易溶性かということなので、ここは物</p>

質としてではなくて、例えば土壌とかそういうところにくっついたときに、それから出てくるかどうかというのも難溶性としているので、ちょっと言葉としてはおかしいですよということですね。そうすると、たぶん出てくる記載する単語としては、易溶性と難溶性、それと易溶出性と難溶出性という言葉の、主に四つの使い方というか、そういう分け方をしないと、ちょっと学術的に誤解を招く部分があるだろうというご指摘だったと思うのですが、そのこのところ、もう一度深く確認をしていただいて、記載方法を検討していただくということになるか、そのこのところは事務局のほうで最終的に整理するというところでまとめていただくというところよろしいかと思っています。

座 長

ありがとうございます。今の吉岡委員からの今回の整理のお話、ご意見ということでよろしいでしょうかということでお話がありました。委員からお話していただいたとおりでございまして、これまで国の案につきまして、こういった中で委員の皆様にご確認をしていただいたポイントを、資料2で整理させていただきました。それについて、さらに具体的に、こういったご指摘をいただいたということで、それに対する環境省の対応として、ア～エまで、案に整理済み、反映、それから指針等も含めて反映したものということで、さらには今後整理するもの、そして、その他さらに具体的に、現時点ではとりあえず決まっていなくても、こういった課題だろうということで整理をしたものということで、資料3は整理をさせていただいたということでございます。

先ほどお話がありました資料2の1番の最初の部分につきましては、誤解を招く表現、これについてはどういった表現をするか、先ほど委員からもありましたので、事務局で再度確認をして、また委員の皆様にはその結果についてお知らせをさせていただきたいと思っております。何か追加でございませうか。

環 境 省

ご指摘ありがとうございます。資料3のア・イ・ウ・エに関しましてでございますが、私ども、基本的に、この専門家会議でご指摘いただいた点については、ご指摘の際、あるいはその次回、次々回ぐらいに、私どもの基本的考え方をその都度ご説明させていただきながら、こういう形で整理させていただいたものと理解しております。

それで、詳しいことを説明する時間がございませうが、ごらんいただきますと、私ども、基本的には、これまでのレベル、今後のレベル、さまざまなレベルで、基本的に対応なり検討なりさせていただきたいということで整理をしているということでございます。

一点だけ、エでございませうけれども、ご指摘がある点につきましては、例えば8ページの⑭番ということなのですが、⑭番に関しましては、耐震性の観点を重視すべきだという点については、私どもその方向で検討するということがございませうが、地下埋設型とするという、もし仮にこの点をピンポイントでということになりますと、私ども、埋設型ではなく建屋型と考えているということで、この点につきましては、基本的にはこういう考え方を維持しながら、引き続き安全性の確保に努めていきたいということでございませうが、そういう意味でエという記号をつけさせていただいている点がございませうので、その点だけ注釈的につけ加

えさせていただきます。いちいち言及いたしません、そういうことでございます。

それから、委員ご指摘の二点目につきましては、私ども、基本的に、これの前のバージョンですけれども、長い形でお示しさせていただいたものを、事務局でポイント的に、この場での議論を踏まえて要約されたものと理解しておりますので、それは具体的にどういう形で要約していただくのが誤解なく理解されるものかということにつきましては、私どもでも県とご相談させていただいて最終的に確定をさせていきたいと考えております。

以上でございます。

座長

今の施設の案についてはそういう場、委員の方のご指摘、考え方、ポイントと
いうのか、当面反映される部分にして、それをもっと考え方について今後生かして
いくことになるという意味で整理したと考えております。よろしくお願ひしま
す。

小野委員

資料3の7の②、前回、これは田中委員が、たしか最終処分の完了の定義を明
確にすべきとおっしゃったと思うのですけれども、これは要望です。やっぱり安
心・安全という観点に立つと、最終処分の定義が見えているほうが、この案も生
きてくるので、なるべく早い時期に最終処分の安全性、終了というのですか、あ
る程度、安全・安心になるよということの明記をされたほうがいいのかという
ことで、要望です。なるべく早い時期に明確化していただきたいというところ
です。

環境省

私ども、できるだけ早く具体的な姿を明らかにしていくということが必要だと
考えております。前回、ステップでお示ししまして、そのことについてのご指摘、
そのときに際してということ受け止めておりますので、そういうつもりで。ど
うしても今後の作業ということになってまいります。これは前回も申し上げまし
たとおり、まさしくそういうことでございますけれども、今ご指摘の姿勢で臨み
たいと考えております。

座長

ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員

個別の話ではないのですが、この資料3の今後の性質的なことですが、今後も
指針あるいは実施計画、そういった具体案を検討するにあたって、今日示された
資料3というのが、ある種のチェックリストになってくるということで考えてよ
ろしいものなのでしょうか。そういう理解でよろしいかどうか確認させてくだ
さい。

座長

現時点で、国で示されているこの案は、現段階での案ということになりますの
で、それについて今回整理をさせていただいて、今後整理するものとなります。
これは今後の状況に応じますが、その段階でまた検討しながら対応して進めてい
くということになるかと思ひます。

現在、国から示されたのは、案の段階でございます。施設については、施設設
置についての要請が昨年12月にありまして、その要請については、現在さま
ざまな観点から、地元の意見も含め慎重に検討していくということでありまし
て、示されたのは現段階での案であります。ということで、現段階の部分はここ

吉岡委員	<p>だということでありまして、今後、その辺の状況を踏まえて、さらにこういった部分について、その段階で、状況に応じてまた委員の皆様からご意見をいただければと考えております。</p> <p>私の見解では、これがチェックリストとは思ってなくて、今回出されてきた意見に対して、さまざまな具体的な話を含めて、全体的概要を含めて、出てきている部分なので、概ね理解できる部分についてはこちらにはおそらく反映されてきていないだろうと。ただ、ちょっと疑問視されるような部分とか、比較検討しなくてはいけない部分については、こちらの専門家会議から環境省に、どういふところを深掘りするのですかというように意見をとして挙げたのがここに出てきているということですから、今後どういふ段階を踏まえるかによって、チェックしなければいけない項目等が増えてくる可能性もありますし、当然入っているべきものというのもあると思うので、それについてはこの中にはまだ記載されていない部分があるでしょうから、これがすべてではないと、ごく一部だという理解で私はいますが、座長のほうでそうお考えになっておられるのかどうか、そこを確認していただければと思います。</p>
座長	<p>現段階での案について、委員の皆様方にご審議いただきますので、さらに検討状況が示されたものについては、その時点でまたさらに協議をいただくということで考えております。</p>
環境省	<p>ほかにいかがでしょうか。今ほど、それぞれの委員から意見をいただいたことについては、この案に取り入れられたということでもありますけれども、環境省で何か補足説明をされるという部分がありましたらお願いします。</p>
環境省	<p>補足ということではないのですけれども、全体の構造だけご説明させていただくということをお願いしたいと思います。</p> <p>資料4で、先ほど資料3の中で、どういふ対応をするかということ整理したもののうち、2にあたりますが、今回整理する平成26年5月の「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」の中で整理するものと記載した部分について反映したものがこちらです。</p>
	<p>まず、全体の項目としては、一枚おめくりいただきまして目次をご覧いただきたいのですが、12月にお示したものと変わっておりません。この構成に基づいて今回いただいたご意見を入れていったと。大きな違いとしては、いちばん右側の、右下になりますが、附属資料Ⅲで「中間貯蔵施設に係る指針について」というものを位置づけたということです。</p>
	<p>ページごとに重要なポイントだけかいつまんで説明させていただきますが、まず、2ページのところで、12月までの状況に加えて、この緑のマーカで示した部分が入ってまして、その後、福島県知事から2町の集約に対して申し入れがあり、その答えとして、2町集約を含む回答を行いました。その間、福島県の専門家会議、大熊町の検討会においてもご指摘いただきましたので、そういったご指摘を踏まえて改めてここに取りまとめを行いました。</p>
	<p>具体的な大きなポイントとしては、7ページをご覧いただきたいのですが、先ほど申し上げましたが、福島県知事からのご要望がありまして、計画面積を変え</p>

ずに大熊町と双葉町の2町に集約すると回答しておりますので、その経緯を記載しております。

29 ページに飛んでいただきたいのですが、大きなご指摘として、この会議で、8,000Bq/kg 以下の土壌であっても、有機物の含有量が一定程度以上と認められる場合については、遮水工を入れると。遮水工だけではなく、ガス対策、有機物対策として、縦孔を設けるといたご指摘をいただきましたので、それについて記載しております。

もう一つの緑マーカー部分ですが、29 ページになりますが、周辺の地質と貯蔵物との境界の判別が容易にできます排水層を設けますということで書いております。

38 ページになりますが、地震と津波については、先ほども資料の中で何回か出てきておりますが、特段、変更点はございませんで、ここに年末にまとめた方向でやっていくと。

40 ページに洪水・雨水対策について、マーカーは付していないのですが、先ほどの資料3の中でもご説明したような、許容できる雨量とかそういったことを改めて記載しております。

50 ページに飛んでいただきたいのですが、この検討会の中でかなり具体的な状況を想定してちゃんと対策を立てるよというご指摘を繰り返しいたきましたので、そういった意味で、この緑のマーカーの部分により具体的にしたものを記載しております。

63 ページですが、輸送に関して。これまでの検討に加えて、今後どういったプロセスで進めていくかとか、その検討状況ということで、16年夏ごろに輸送基本計画を策定するというのを記載しております。

次に 83 ページになりますが、最終処分についての考え方ということで、前回お示したプロセスについて今後検討していきますということを書かせていただいております。

附属資料のⅢになりますが、先ほどからご説明して、一点ご説明できていなかった部分がありまして、附属資料Ⅲの1ページをごらんいただきたいのですが、1の(2)のCのところになります。天候や道路状況等を適切に考慮した輸送管理等が必要だということで、前回、吉田委員からいただきましたので、そういったことを記載させていただいております。

以上です。

座 長

ただいま環境省から、これまでの意見を踏まえて取り入れた部分を含めて説明をいただきました。その点を含めまして、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いします。

田中委員

これは26年5月版と書いてあるのですけれども、またこれからいろいろな検討に応じてその都度つくっていく予定なのですか。

環 境 省

最終的な方針はまだですけれども、その都度、考え方を整理して、もちろん公にしながらか進めていかなければご理解いただけないと考えておりますが、その際、これにさかのぼって、これ自身を変えるということにするのかどうかは、そ

座 長
吉岡委員

ういう意味で、これをどんどん継続的に作り直していくということではなく、むしろ、基本的考え方を明らかにするようなものとして整理した形で情報発信をさせていただきたいと考えております。

ほかにいかがでしょうか。

前回、これにくっついている附属資料Ⅲの位置づけと、その前の段階の、これのほとんどの部分との位置づけについて、もうちょっと明確にしてくれということをお願いした結果、こういう形で、前の部分を踏まえたような形で附属資料Ⅲという指針の位置づけという部分が加わったと。その階層構造というのは、こういう形で、ある種明確になったのかなと思っております。

先ほどの質問というのは、何月版ということについて、位置づけの問題がありましたけれども、それは附属資料Ⅲのところにつながる基礎的な資料として前半部分があって、それをまとめるような形で附属資料Ⅲがあるのだというようなことになってくるのだと思いますので、こういったまとめ方は非常にわかりやすい形に整理できたのかなと、私自身は感じています。

座 長

ほかにございますか。——それでは、これまで委員の皆様から様々な意見をいただいて、本日、これまでの意見に対する対応等を含めまして整理させていただきましたので、それを踏まえまして、これまでの検討状況のまとめということで、事務局で案を作っておりますので、これについて委員の皆様からご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、事務局で追加資料ということについて説明させていただきます。

事 務 局

追加資料をお配りいたします。

(資料配付)

座 長
事 務 局

それでは、この検討状況のまとめ案について、事務局から説明してください。

ただいまお配りいたしました「中間貯蔵施設に関する専門家会議の検討状況のまとめ(案)」でございますけれども、専門家会議におきまして、中間貯蔵施設の現地調査、計画案等について、安全性に関するさまざまなご意見をいただくとともに、そのご意見について国に対応を求めてきたところでございます。

この資料は、今までの専門家会議の検討の状況、確認の状況、それから委員意見への国の対応状況について、概要をまとめたものでございまして、先ほどご覧いただきました資料2、資料3の確認と、それから国の対応状況を踏まえたものでございます。

資料でございますが、1番といたしまして、この専門家会議の設置・開催の目的をまず記載させていただいております。中間貯蔵施設に関する国の検討状況、調査結果等も含まれますが、これに関して専門的見地からご意見をいただきまして、中間貯蔵施設の安全性の確認等を行うために設置・開催させていただいたものでございます。

開催経過等につきましては、第1回、昨年4月28日に開催以降、前回は第5回、5月17日に開催いたしました。本日が第6回ということでございますけれども、開催状況等を記載させていただいております。このまとめ案について、第6回の本日の会議につきましては、第5回の下に追加で記載させていただく形に

したいと考えてございます。

2ページでございますけれども、「専門家会議における確認状況等」の3番でございます。これにつきましては、昨年4月に設置した専門家会議において、これまで5回審議したということになります。今後は6回という形に整理しますが、審議し、中間貯蔵施設に係る現地調査を含む国の検討状況及び、昨年12月に国が取りまとめた「除去土壌等の中間貯蔵施設の案」について、国から説明を求め、委員の専門的見地からの意見をいただきながら、施設の安全性について確認してきたところであります。

これまで確認した主な内容等については次のとおりということで、以下、項目に応じまして整理させていただいてございます。その確認したポイント、内容等につきましては、先ほどご説明いたしました資料2・3等を踏まえてのものでございます。

項目分けといたしまして、先ほどと同じように、現時調査から始まりまして、(7)の環境保全のところでございますけれども、それぞれご覧いただきたいと思っております。

まず、(1)の現地調査でございますが、現地調査の結果、放射性セシウム濃度8千Bq/kg以下の土壌については、溶出性が低く、公共用水域等の汚染のおそれはないこと、それから、低地等の下部に堅固な大年寺層が分布すること、地下水が各地層に分布するものの地下水面より上位に設置することなどにより、地下水の影響を回避できることなどを確認した。

「また」以下でございますけれども、これは意見等の取り扱いでございまして、搬入する除去土壌等の性状や放射性物質の溶出性調査を実施、地下水の長期・継続調査の実施などを国に申し入れ、これらの意見等が国の調査に反映されていることを確認したということで、現地調査についてまとめてございます。

(2)番といたしまして中間貯蔵施設の構造及び配置等でございます。一つ目でございますけれども、安全性に最大限配慮、十分に余裕を持った施設にすることや、谷地形や台地形などの自然地形を最大限に活用するなど、中間貯蔵施設の範囲の基本的な考えを確認した。

それから二つ目でございますが、土壌中の放射性セシウムの溶出特性等を踏まえ、公共用水域等の汚染を生じさせるおそれのない土壌とその他の土壌について、構造を分類し、土壌貯蔵施設I型、II型、10万Bq/kg超の廃棄物を貯蔵する廃棄物貯蔵施設や、貯蔵施設以外の受入・分別施設などの施設構造に関する基本的な考え方を確認した。

三つ目でございますけれども、地震動・津波に対して、施設の基本的な構造及び機能を維持するよう、各施設の配置及び設計に反映させる地震動・津波対策に対する考え方を確認した。

「また」以下でございます。これらの構造等の考え方について、有機物を一定程度含む場合は8千Bq/kg以下であっても土壌貯蔵施設に遮水対策を講じること、貯蔵した土壌等の再掘削の考えを示すこと、自然災害に対して施設の健全性を維持すること、各施設の構造に関する指針を示すことなどの意見を国に申し入

れ、次のページでございますが、これらの意見が、国が示した「中間貯蔵施設に係る指針」に反映されていることを確認した。

(3) 放射線対策の安全評価でございます。中間貯蔵施設の敷地境界、配置図等を踏まえ、敷地境界等の地点に居住する公衆に対する平常時、事故時における放射線による被ばく評価結果を確認した。

「また」以下でございます。除去土壌等の運搬ルート沿い住民の放射線被ばく評価の実施などの意見を国に申し入れ、昨年12月に国が設置した「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会」での議論を踏まえ検討されることになった。今後、国の検討状況を踏まえながら確認していく必要がある。

(4) 中間貯蔵施設の運営・管理についてでございます。中間貯蔵施設は、国が責任を持って管理・運営することなど、土壌貯蔵施設等の各施設の維持管理に関する基本的な考え方、環境モニタリングやコミュニケーションを図ることなどを確認した。

「また」以下でございます。搬入段階における土壌中の有機物の管理方法を示すこと、30年間の施設の維持管理方法を示すこと、各施設の維持管理に関する指針を示すことなどの意見を国に申し入れ、これらの意見が、国が示した「中間貯蔵施設に係る指針」等に反映させていることを確認した。

(5) 運搬の基本的な考え方でございます。除去土壌等の運搬の基本方針など運搬の基本的な考え方を確認した。

「また」以下でございます。道路状況のみだけでなく、受入時の分別・仕分け能力も含めた全体的な交通流シミュレーションの検討、搬入計画策定にあたっての住民感情への配慮などの意見を国に申し入れ、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会」での議論も踏まえ検討されることを確認した。今後、国の検討状況を踏まえながら確認していく必要がある。

(6) 最終処分についてでございます。最終処分については、「福島復興再生基本方針」に基づき法制化する考え方を確認している。

「また」以下でございます。30年以内県外最終処分までのプロセスを提示することの意見を国に申し入れ、国が示した「除去土壌等の中間貯蔵施設の案」に反映されていることを確認したということ。

最後のページ、4ページでございます。(7)の環境保全対策の基本方針でございます。中間貯蔵施設の設置に起因する環境への影響を検討する配慮事項を選定し、これを予測・評価したあとに、「環境保全対策の基本方針」をまとめ、今後、より具体的な環境保全の実施方策を取りまとめ、必要な対策を実施することを確認した。

「また」以下でございます。文化財など保全すべき場所の調査の実施、除去土壌等を運搬するため、住民感情を考慮した基準設置などの意見を国に申し入れ、保全すべき場所の調査は今後調査するとされたということのまとめでございます。

以上、主な項目につきまして、その確認、それから申入れ等の回答状況を整理してございます。

最後でございます。4ページの4番、まとめでございます。これまで、本専門家会議においては、中間貯蔵施設の安全性を確認するため、国の現地調査や「除去土壌等の中間貯蔵施設の案」について、安全性のポイントとなる点を中心に確認するとともに、各委員から出されたさまざまな意見を国に申し入れ、この申し入れに対する国の対応については、各委員から概ね了承が得られたところである。

なお、これらの意見については、国から提出された「除去土壌等の中間貯蔵施設の案」に概ね反映されたところである。

国が現段階では提示が困難であるとした詳細な内容等については、今後の状況を踏まえながら、本専門家会議で確認していく必要があると、このような形で今までの検討状況をまとめさせていただいております。

座長

今回の検討状況の取りまとめということで、今ご説明しましたように、このまとめも後ろに、先ほどの資料2と3の確認のポイント、それから、これまで意見を頂いたものへの対応ということでまとめをさせていただいたものでございます。委員の皆様からご意見等をいただきたいと思っております。

田中委員

だいたいこのまとめでいいかなと思います。ただ、気になるのは、最後の最後の段落です。「国が現段階では提示が困難である」うんぬんということですが、また、「これからも本会議で確認していく」ことは、また、説明会で指摘されたこととか、また、実際に検討が進んでいく中で必要な点だと思いますし、検討していくことはいいのですが、「現段階では提示が困難」、これはちょっと誤解を生む表現ではないかなと思いますので、言葉を変えたほうがいいかなと思います。

座長

事務局、いかがですか。

事務局

表現について見直したいと思っております。

吉岡委員

私も、これは概ねこういった内容でよろしいと理解していますけれども、やはり、今、田中委員がおっしゃったように、いちばん最後の2行のところはどうも引っかかると思いますか、非常にぼやけた形になっている。まず、主語がわからない。これを読むと、国が本会議で確認していく必要があるとなってしまいます。それは、この会議が国から出されたものについて、あるいは段階に応じて確認をしていくというのがこの会議としての役目だろうと思っておりますので、まず、そこを明確にするということと、この中に、段階に応じて、国だけでは対応できない部分というのは制度的にもずいぶんあると思っておりますし、実際にどういう形で動いていくかということについては、関連する機関と協議あるいは調整をして、この会議に具体的な内容が出てくるものだろうと思っておりますので、ぜひ、どこかに、国と関連する機関が協議・調整したものがここに出てくるのだというような一文をうまい形で入れ込んでもらえればいいかなと思っております。

座長

皆様いかがでしょうか。今の点については、当然この会議で、今後、いろいろな段階で具体的に、また、検討が進んだ段階で、この専門家会議の委員からまた意見をいただくという趣旨でございますので、その辺についてもう少し言葉を整理する必要があるというご指摘をいただきましたので、これについては整理をさ

せていただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

なお、先ほどの資料の有無も含めまして、一部、追加するなり、あるいは言葉を整理する部分がございます。この点については、整理の上、また委員の皆様方に確認をいただきたいと思います。

そのようなことで整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

座 長

ありがとうございます。

この専門家会議、昨年4月に設置して、これまで6回の開催、さまざまなご意見をいただき、現地調査、そして計画案に対する検討状況、この専門家会議での検討状況を取りまとめさせていただきました。委員の皆様、本当にありがとうございます。

なお、今後、さらに検討が進んだ段階で、また、地元の方の意見、さまざまなことを含めた検討があろうかと思っておりますので、今後の状況を踏まえまして、また委員の皆様にはご意見を賜りたいと思っております。引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日、この取りまとめにつきましては、今後、県として、安全性を確認していくということで、県の関係部局長会議で安全性を確認する際に、この専門家会議からいただいたご意見として、会議に提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、その他でございますけれども、事務局からありますか。

事 務 局

ただいまお話がございましたまとめの修正等につきましては、後日、また委員の皆様へ修正したものをご連絡申し上げます。また、その他を含めまして、改めて委員の皆様方からご意見をいただくという状況になりました場合には、またご連絡を差し上げまして、相談しながら対応したい考えでございますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

環 境 省

ひと言だけ御礼申し上げます。

私ども、こちらでいただいた専門家会議としての意見、それから、それを踏まえましての県のご意見に真摯に対応して、施設の安全・安心が確保できるように、今後さらに作業を継続してまいりますので、そういう姿勢で臨みたいと思っております。

また、委員の皆様には、こういう会議の場以外でも、個別にご指導賜りたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。

どうもありがとうございました。

——閉 会——

座 長

それでは、本日の議題は以上で終了させていただきます。本当にお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございました。

また、オブザーバーということでご出席いただきました双葉郡の町村の皆様方にも御礼申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お忙しいところありがとうございました。

(以 上)